

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社

役員・従業員およびそのご家族の皆さまへ

年間保存版

団体割引 **20%**※

適用！

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

2022年度 団体傷害保険 親介護・本人介護補償の保険 のご案内

〔団体総合生活補償保険（MS&AD型）〕

団体傷害保険

日常生活のさまざまな事故によるケガを補償します！



お顔のケガを
手厚く補償！



【日常生活賠償】

【携行品損害】

【弁護士費用】



親介護・本人介護補償の保険



超高齢社会到来!!
もし介護が必要になったら…

新発売

特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）
を補償する特約をセットした
『特定感染症補償タイプ^o』
を新設しました！

申込締切日：2022年11月 4日（金）

この機会にぜひご加入ください。中途加入も可能です。

募集要領

●新しくご加入される方へ

「加入申込票」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、申込締切日までに株式会社近江屋までご提出ください。

※一部、対象の皆さまにつきましては、インターネットによるお手続きとなります。対象となる皆さまには、別途お手続き方法をご案内いたします。

●前年からご加入の方（既加入者）へ

ご加入内容に変更のない場合は、「加入申込票」のご提出は不要です。（自動継続となります。）

ご加入内容の変更や被保険者の追加・脱退をご希望の場合は、「加入申込票」に変更内容をご記入・ご署名のうえ、申込締切日までに株式会社近江屋までご提出ください。

ご継続を希望されない方は、「加入申込票」の「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、申込締切日までに株式会社近江屋までご提出ください。

※一部、対象の皆さまにつきましては、インターネットによるお手続きとなります。対象となる皆さまには、別途お手続き方法をご案内いたします。

●保険料の払込方法について

2023年1月給与から毎月控除

●保険期間

2022年12月1日午後4時～2023年12月1日午後4時（1年間）

●期中で中途加入、被保険者追加、セット追加をご希望の方へ

株式会社近江屋にて毎月20日までに「加入申込票」を受付した場合、受付月翌月1日が変更日（補償開始日）となり、変更日（補償開始日）の午前0時から、補償が開始します。

毎月20日以降の受付は受付月の翌々月1日が変更日（補償開始日）となります。

※なお、補償終期日は、本保険契約の満期日（2023年12月1日午後4時）になります。

●期中で中途脱退、被保険者削除、セット削除をご希望の方へ

お申出日以降のご希望の日を変更日（脱退・削除日）とすることができます。

※インターネットで手続きされる場合、本冊子内の「加入申込票」を「申込画面」に、「記入」「署名」を「入力」に読み替えてください。

この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

団体傷害保険「基本セット」～日本国内・海外を問わず補償～

主な補償内容		「交通事故」によるケガ		左記以外の日常生活のさまざまな事故によるケガ						特定感染症の発病
		 自転車 で転んで ケガをした	 車に はねられて ケガをした	 火事に あいて ケガをした	 料理中 にヤケドを した	 スポーツ中 にケガをした	 階段から 落ちて ケガをした	 地震による 事故で ケガをした	 顔にケガ をし所定の 治療を受 けた場合、 2倍支払	 新型コロナ ウイルス感 染症に罹 患し、入院 した
ご案内するコース	シングルタイプ カップルタイプ ファミリータイプ	○	○	○	○	○	○	○ ※1	○ ※2	—
	NEW 特定感染症 補償タイプ	○	○	○	○	○	○	○ ※1	—	○
交通傷害コース		○	○	—	—	—	—	—	—	—

補償対象外です

※1：天災危険補償特約がセットされています。
※2：基本セット（S・P・F）にセットされています。

団体傷害保険の特長

- この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約で、**団体割引20%が適用**されています。
- ケガによる**死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償！**
（Wセット・KBセットは傷害死亡・後遺障害、TS・TP・TFセットは傷害通院のみを補償）
- 傷害入院保険金、傷害通院保険金は**1日目からお支払い！**
（Wセット・KBセットは除きます。TS・TP・TFセットに傷害入院保険金はありません。）
- 保険金は、**健康保険等の各種保険や第三者からの賠償金とは関係なくお支払い！**
- NEW** **特定感染症補償タイプ**を新設しました！ ※詳細は5ページ、9ページを参照ください。

- 日常生活賠償オプション、携行品損害オプション、弁護士費用オプションをご用意**いたしております。

日常生活賠償オプション …… 総合補償コース（通院のみ補償プランを除く）・交通傷害コースにセットできます
携行品損害オプション …… 総合補償コースにセットできます
弁護士費用オプション …… 総合補償コース・交通傷害コースにセットできます

万一、事故にあわれたら

事故報告

事故にあわれたら、30日以内に株式会社近江屋にご連絡ください。

保険金請求

株式会社近江屋からお届けします「保険金請求書」によりご請求ください。

保険金受領

指定口座に保険金が振り込まれます。

<複数の基本セットにご加入される場合のご注意（シングルタイプ（個人型）】【カップルタイプ（夫婦型）】【ファミリータイプ（家族型）】共通>
基本セットを複数のセットでご加入される場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額は2億円以内（15才未満の場合は5,000万円以内）、傷害入院保険金日額は合計30,000円以内（15才未満の場合は合計15,000円以内）、傷害通院保険金日額は合計20,000円以内（15才未満の場合は10,000円以内）となるような口数でお申込ください。※第三者の加害行為による保険金2倍支払特約がセットされたセットの場合は倍数適用後の金額で通算します。
【夫婦型】と【家族型】等、同一被保険者で複数のセットに加入を希望される場合は、代理店・扱者にお問い合わせください。

国内示談交渉
サービスあり

選べるオプション

主な補償内容		日常生活賠償オプション		携行品損害オプション		弁護士費用オプション
ご案内するコース		 自転車で、通行人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負ってしまった	 風呂をあふれさせ、階下の他人の住宅を水浸しにして、法律上の損害賠償責任を負ってしまった	 ハンドバッグをひったくられた	 外出先で誤って携帯電話を落として壊した	 歩行中、自転車に衝突されてケガをしたなど、日常生活全般の被害事故で相手の方との交渉が必要になった
総合補償コース	シングルタイプ カップルタイプ ファミリータイプ	※3、※4 	※3、※4 	※3 	※3 	※3 
	特定感染症補償タイプ	※3 	※3 	※3 	※3 	※3 
交通傷害コース		※3 	※3 	セットできません		※3 

※3：オプションにご加入された場合のみ補償されます。

※4：通院のみ補償プラン（TS・TP・TF）にはセットできません。

自転車を取り巻く事故のリスクとその責任

自転車事故を起こすと

どのような事態が発生するのでしょうか？

自転車を取り巻く事故のリスク

- 自分がケガをする
- 他人の財物（注）を壊す（損害を与える）
- 他人にケガをさせる



総合補償コース・
交通傷害コース
で補償



日常生活賠償オプション
で補償

（注）他人から借りたり預ったりした物を除きます。



日常生活賠償オプション
で補償

自転車事故で問われる責任

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、
「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する
損害賠償の責任を負います。

※交通事故を起こした場合には、上記2つの責任のほか、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという「道義的な責任」を果たすことが重要です。

出典：一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」

ご存知ですか？ 高額な賠償判決の事例

自転車
通勤者
必見！

実際に自転車の
高額賠償事故が起こっています！

誰にでも起こるそんなこと・・・

日常生活の中には **危険** がいっぱい。

突然あなたも **加害者** に？

自転車事故であってもケースによっては
高額な賠償判決も！

自転車で走行中、歩行中の女性と衝突。
被害者は意識が戻らない状態になった。

高額賠償判例

約 **9,521** 万円
（神戸地方裁判所
2013年7月4日判決）



このような自転車事故での損害賠償に備えるために
「日常生活賠償オプション」へのご加入をおすすめします！

総合補償コース ～ 天災危険補償特約付 ～

シングルタイプ（個人型）・カップルタイプ（夫婦型）・ファミリータイプ（家族型）・特定感染症補償タイプ

2口以上のご加入
をおすすめします！

- 特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）
を補償する特約をセットした「特定感染症補償タイプ」
を新設しました！



- 食中毒や熱中症も補償の対象です！（Tセットは熱中症のみを補償）

NEW

基本セット		シングルタイプ（個人型）			カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）		特定感染症補償タイプ
セット名		T S	W	S	T P	P	T F	F	T
保険金額	被保険者（補償の対象者）	本人			本人・配偶者共通		本人・配偶者・親族共通		本人
	傷害死亡・後遺障害保険金額		200万円	100万円		100万円		100万円	100万円
	傷害入院保険金日額			1,500円		1,500円		1,500円	1,500円
	傷害手術保険金			* 1		* 1		* 1	* 1
	傷害通院保険金日額	2,100円		1,200円	2,100円	1,200円	2,100円	1,200円	1,250円
月払保険料		580円	240円	570円	1,100円	1,050円	1,990円	1,960円	600円
加入限度口数		4口*2	15口	8口*2	4口*2	8口*2	4口*2	8口*2	8口

● 総合補償コースの基本セットには「食中毒補償特約」、「熱中症危険補償特約」がセットされています。（Tセットは「熱中症危険補償特約」のみセット）

* 1：入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

* 2：15才未満の方については、TS・TP・TFセットは2口、S・P・Fセットは4口を加入限度口数とします。



オプション

上記基本セットにプラスして、オプションをお選びいただけます。（オプションのみのご加入はできません。）

※基本セットと同じタイプのオプションをお選びください。

日常生活賠償オプション	シングルタイプ（個人型）		カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）		特定感染症 補償タイプ
セット名		6 * 3		5 * 3		5 * 3	T6
日常生活賠償保険金額		3億円		3億円		3億円	3億円
月払保険料		130円		130円		130円	130円
加入限度口数		1口		1口		1口	1口

* 3：TS・TP・TFセットは日常生活賠償オプションには加入いただけません。

携行品損害オプション	シングルタイプ（個人型）			カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）		特定感染症補償タイプ
セット名	3			2		1		T3
携行品損害保険金額（免責金額：3,000円）	30万円			30万円		30万円		30万円
月払保険料	320円			380円		490円		320円
加入限度口数	1口			1口		1口		1口

弁護士費用オプション	シングルタイプ（個人型）			カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）		特定感染症補償タイプ
セット名	LS			LP		LF		LT
弁護士費用等保険金額	300万円			300万円		300万円		300万円
法律相談費用保険金額	10万円			10万円		10万円		10万円
月払保険料	240円			240円		240円		240円
加入限度口数	1口			1口		1口		1口

総合補償コースの詳細は、6～9ページをご覧ください。

交通傷害コース

シングルタイプ（個人型）・ファミリータイプ（家族型）

2口以上のご加入
をおすすめします！

● 日常生活賠償・弁護士費用オプションをお選びいただけます！

基本セット

		シングルタイプ（個人型）		ファミリータイプ（家族型）
セット名		KB	KA	KF
保険金額	被保険者（補償の対象者）	本人		本人・配偶者・親族共通
	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	200万円	200万円
	傷害入院保険金日額	/	3,000円	3,000円
	傷害手術保険金		① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5	
	傷害通院保険金日額		2,500円	2,500円
月払保険料		150円	400円	970円
加入限度口数		15口*	6口*	6口*

* 15才未満の方については、KBセットは10口、KA・KFセットは4口を加入限度口数とします。



オプション

上記基本セットにプラスして、オプションをお選びいただけます。（オプションのみのご加入はできません。）

※基本セットと同じタイプのオプションをお選びください。

日常生活賠償オプション		シングルタイプ（個人型）	ファミリータイプ（家族型）
セット名		7	8
日常生活賠償保険金額		3億円	3億円
月払保険料		130円	130円
加入限度口数		1口	1口

弁護士費用オプション		シングルタイプ（個人型）	ファミリータイプ（家族型）
セット名		LKA	LKF
弁護士費用等保険金額		300万円	300万円
法律相談費用保険金額		10万円	10万円
月払保険料		240円	240円
加入限度口数		1口	1口

交通傷害コース【シングルタイプ（個人型）】・【ファミリータイプ（家族型）】は、「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガに絞って補償します。「交通事故」の詳細は22ページをご参照ください。

「交通乗用具」とは、

電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。

交通傷害コースの詳細は、10～11ページをご覧ください。

武田薬品グループの皆さまにおススメする理由！

新発売！

特定感染症補償タイプ

Tセット

Point 1

特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）による後遺障害※1、入院、通院を補償します。

Point 2

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、「医師の管理下または医師の指示により、臨時施設※2に入り療養する（自宅療養も含む）」場合も補償します。※3

※1 特定感染症による死亡は、支払対象となりません。

※2 都道府県が用意する所定の臨時施設（ホテル等）を対象とします。

※3 2022年8月現在。この取扱いは今後変更となる可能性があります。

例えば、こんなときにお役に立ちます！



【総合補償コース】は

食中毒や熱中症も補償の対象です！

（特定感染症補償タイプは熱中症のみを補償）



熱中症になり
救急車で運ばれ
緊急入院した



食中毒になった

＜基本セットにプラスしてご加入できる補償＞

● 携行品損害オプション

※交通傷害コースの場合は、「携行品損害オプション」には加入いただけません

携行していた身の回り品を破損したり、盗難にあった場合などの損害を補償します。



● 日常生活賠償オプション



自転車で、通行人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負ってしまった



風呂をあふれさせ、階下の他人の住宅を水浸しにし、法律上の損害賠償責任を負ってしまった

日本国内で誤って線路へ立ち入り、電車を運行不能にさせてしまった場合など、財物損壊を伴わずに生じる電車等の運行不能についての損害賠償責任

（例：鉄道会社から請求される振替輸送費用等）を補償します。



賠償事例①

友人宅で遊んでいた子どもが、誤ってテレビを倒し壊してしまった。

お支払い保険金 **10万円**

賠償事例②

子ども同士がキャッチボールをしていて、駐車車両のガラスを破損した。

お支払い保険金 **17万円**

※三井住友海上社において実際に支払われた事例です。

● 弁護士費用オプション

日常生活全般の被害事故で相手の方との交渉が必要になっても安心！

★ご自身やご家族が保険期間中の日本国内における偶然な事故により、被害者になった場合の弁護士費用等や法律相談費用を補償します。

例えば、こんなときにお役に立ちます



どうしよう…一方的に自転車に衝突された。でも相手が治療費の交渉に応じてくれない…



弁護士を雇ったけど費用が心配だな…



弁護士費用オプションで
弁護士の費用が補償されて
助かった！



総合補償コース【シングルタイプ（個人型）】

●お申込人となる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限りです。

被保険者（補償の対象者）の範囲について

基本セット

- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方：
武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 被保険者（補償の対象者）の範囲：
加入申込票に記名された方1名が被保険者（補償の対象者）となります。

例)

右記のような構成のご家族の場合、被保険者本人となる方は
太線  で囲んだ範囲となります。

オプション

- 日常生活賠償オプション：19ページをご参照ください。
- 携行品損害オプション：ご加入される基本セットの被保険者（補償の対象者）と同じです。
- 弁護士費用オプション：20ページをご参照ください。

▶ 保険金額と保険料

基本セット		シングルタイプ（個人型）		
セット名		TS	W	S
保険金額	傷害死亡・後遺障害 保険金額	/	200万円	100万円
	傷害入院保険金日額		/	1,500円
	傷害手術保険金			① 入院中に受けた手術の場合 ：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 ：傷害入院保険金日額×5
	傷害通院保険金日額			1,200円
月払保険料		580円	240円	570円
加入限度口数		4口*	15口	8口*

*15才未満の方については、TSセットは2口、Sセットは4口を加入限度口数とします。

【セットされている特約】

- 天災危険補償特約（地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。）
- 顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約（TS・Wセットを除きます。詳細は21ページをご覧ください。）
- 第三者の加害行為による保険金2倍支払特約（Wセットを除きます。詳細は21ページをご覧ください。）
- 食中毒補償特約、熱中症危険補償特約（詳細は21ページをご覧ください。）

オプション

上記 **基本セット** にプラスして加入いただけます。（各オプションの加入限度口数は1口です。）

セット名	6*	セット名	3	セット名	LS
日常生活賠償保険金額	3億円	携行品損害保険金額 (免責金額：3,000円)	30万円	弁護士費用等保険金額	300万円
月払保険料	130円	月払保険料	320円	法律相談費用保険金額	10万円
				月払保険料	240円

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

* TSセットは日常生活賠償オプションには加入いただけません。
※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

ご加入にあたって

「シングルタイプ」としてご案内しておりますが、**カップル（ご夫婦）やファミリー（ご家族）の方もおひとりずつのニーズに応じて加入いただけます。**

例えば、3人家族（ご夫婦とお子さまおひとり）の場合、8ページの「ファミリータイプ」にご加入いただく以外に次のパターンでもご加入いただけます。

ご加入例① ご家族3人とも「シングルタイプ」に加入する。

ご加入例② ご夫婦おふたりは「カップルタイプ」に、お子さまおひとりは「シングルタイプ」に加入する。



総合補償コース【カップルタイプ（夫婦型）】

●お申込人となる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限りです。

被保険者（補償の対象者）の範囲について

基本セット

- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方：
武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 被保険者（補償の対象者）の範囲：
保険金支払事由発生時において次の関係の方が被保険者（補償の対象者）となります。

①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者

例1)

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）が被保険者本人となる場合、申込人  が、被保険者本人欄に  の氏名を記名すると「補償対象A」のご夫婦が補償の対象となります。

例2)

被保険者本人となる方のうち、子  が本人となる場合、申込人  が、被保険者本人欄に子  の氏名を記名すると「補償対象B」のご夫婦が補償の対象となります。

例1) 被保険者本人

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）（=申込人）

補償対象A



配偶者

例2) 被保険者本人



子
子の配偶者

補償対象B



子
（未婚）
別居（下宿）



子
同居

オプション

- 日常生活賠償オプション：19ページをご参照ください。
- 携行品損害オプション：ご加入される基本セットの被保険者（補償の対象者）と同じです。
- 弁護士費用オプション：20ページをご参照ください。

保険金額と保険料

基本セット

基本セット		カップルタイプ（夫婦型）	
セット名		TP	P
（本人・保険金額 配偶者共通）	傷害死亡・後遺障害保険金額		100万円
	傷害入院保険金日額		1,500円
	傷害手術保険金		① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5
	傷害通院保険金日額	2,100円	1,200円
月払保険料		1,100円	1,050円
加入限度口数		4口*	8口*

* 15才未満の方については、TPセットは2口、Pセットは4口を加入限度口数とします。

【セットされている特約】

- 天災危険補償特約（地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。）
- 顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約（TPセットを除きます。詳細は21ページをご覧ください。）
- 第三者の加害行為による保険金2倍支払特約（詳細は21ページをご覧ください。）
- 食中毒補償特約、熱中症危険補償特約（詳細は21ページをご覧ください。）

オプション

上記 基本セット にプラスして加入いただけます。（各オプションの加入限度口数は1口です。）

セット名	5*	セット名	2	セット名	LP
日常生活賠償保険金額	3億円	携行品損害保険金額 （免責金額：3,000円）	30万円	弁護士費用等保険金額	300万円
月払保険料	130円	月払保険料	380円	法律相談費用保険金額	10万円
				月払保険料	240円

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

* TPセットは日常生活賠償オプションには加入いただけません。

7 ※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。



総合補償コース【ファミリータイプ（家族型）】

●お申込人となる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限りです。

被保険者（補償の対象者）の範囲について

基本セット

- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方：
武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 被保険者（補償の対象者）の範囲：
保険金支払事由発生時において次の関係の方が被保険者（補償の対象者）となります。

- ①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族（注1）
- ④被保険者本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚（注2）の子

（注1）「親族」とは、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

例1)

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）が被保険者本人となる場合、申込人  が、被保険者本人欄に  の氏名を記名すると「補償対象 A」のご家族が補償の対象となります。

例2)

被保険者本人となる方のうち、子  が本人となる場合、申込人  が、被保険者本人欄に子  の氏名を記名すると「補償対象 B」のご家族が補償の対象となります。

例1) 被保険者本人

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）（＝申込人）

例2) 被保険者本人

子の配偶者

別居

（両親とは同居）

補償対象 B

補償対象 A

配偶者

子（未婚）

別居（下宿）

同居

孫（未婚）

同居

オプション

- 日常生活賠償オプション：19ページをご参照ください。
- 携行品損害オプション：ご加入される基本セットの被保険者（補償の対象者）と同じです。日常生活賠償責任オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲とは異なりますので、ご注意ください。
- 弁護士費用オプション：20ページをご参照ください。

保険金額と保険料

基本セット

セット名		ファミリータイプ（家族型）	
		TF	F
親族共通 （本人・配偶者・ 保険金額）	傷害死亡・ 後遺障害保険金額	2,100円	100万円
	傷害入院保険金日額		1,500円
	傷害手術保険金		① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5
	傷害通院保険金日額		1,200円
月払保険料		1,990円	1,960円
加入限度口数		4口*	8口*

* 15才未満の方については、TFセットは2口、Fセットは4口を加入限度口数とします。

【セットされている特約】

- 天災危険補償特約（地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。）
- 顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約（TFセットを除きます。詳細は21ページをご覧ください。）
- 第三者の加害行為による保険金2倍支払特約（詳細は21ページをご覧ください。）
- 食中毒補償特約、熱中症危険補償特約（詳細は21ページをご覧ください。）

オプション

上記

基本セット

にプラスして加入いただけます。（各オプションの加入限度口数は1口です。）

セット名	5*
日常生活賠償保険金額	3億円
月払保険料	130円

セット名	1
携行品損害保険金額 （免責金額：3,000円）	30万円
月払保険料	490円

セット名	LF
弁護士費用等保険金額	300万円
法律相談費用保険金額	10万円
月払保険料	240円

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

* TFセットは日常生活賠償オプションには加入いただけません。

※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。



特定感染症補償タイプ【シングルタイプ(個人型)】

天災危険補償
特約付

●お申込人となる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限ります。

NEW!

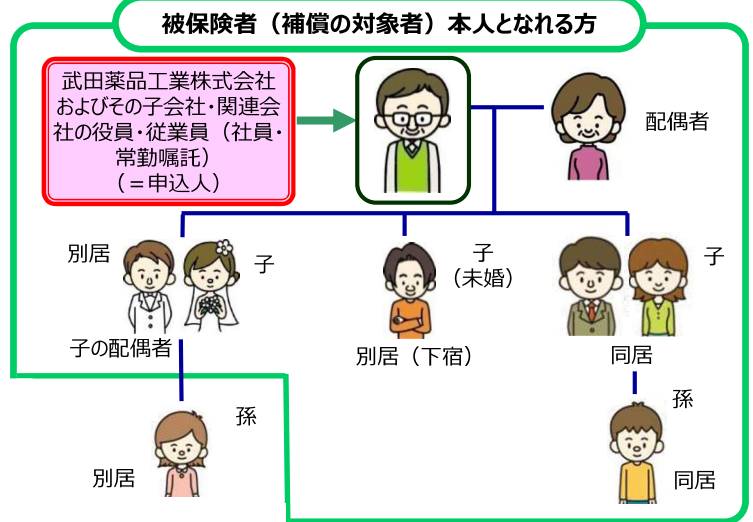
被保険者（補償の対象者）の範囲について

基本セット

- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方：
武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 被保険者（補償の対象者）の範囲：
加入申込票に記名された方 1 名が被保険者（補償の対象者）となります。

例)

右記のような構成のご家族の場合、被保険者本人となる方は
太線 で囲んだ範囲となります。



オプション

- 日常生活賠償オプション：19ページをご参照ください。
- 携行品損害オプション：ご加入される基本セットの被保険者（補償の対象者）と同じです。
- 弁護士費用オプション：20ページをご参照ください。

保険金額と保険料

基本セット		シングルタイプ（個人型）
セット名		T
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
	傷害入院保険金日額	1,500円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 ：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 ：傷害入院保険金日額×5
	傷害通院保険金日額	1,250円
月払保険料		600円
加入限度口数		8口

新型コロナウイルス感染症も補償

「特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）」が補償されます！

- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされているため、保険期間中に特定感染症を発病した場合でも、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をお支払いします。
※特定感染症による死亡・手術は、支払対象となりません。

【セットされている特約】

- 天災危険補償特約（地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。）
- 熱中症危険補償特約（詳細は21ページをご覧ください。）
- 特定感染症危険（後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金）補償特約（詳細は18ページをご参照ください。）

オプション

上記 基本セット にプラスして加入いただけます。（各オプションの加入限度口数は1口です。）

セット名	T6	セット名	T3	セット名	LT
日常生活賠償保険金額	3億円	携行品損害保険金額 (免責金額：3,000円)	30万円	弁護士費用等保険金額	300万円
月払保険料	130円	月払保険料	320円	法律相談費用保険金額	10万円
				月払保険料	240円

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。



交通傷害コース【シングルタイプ（個人型）】

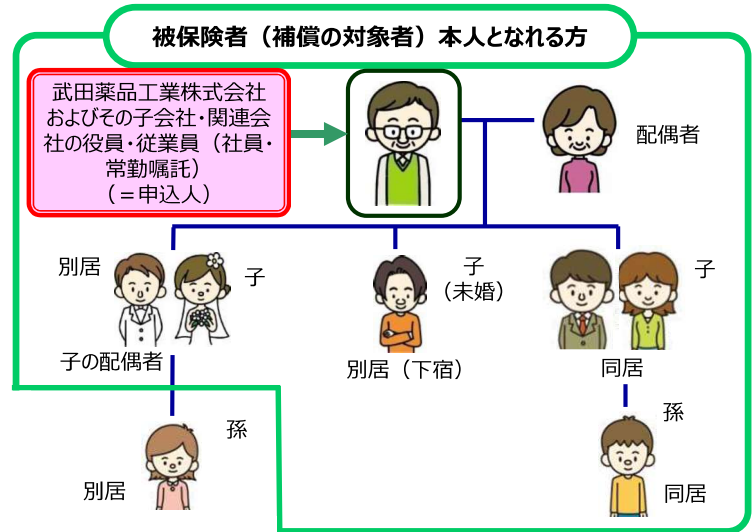
●お申込人となる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限ります。

被保険者（補償の対象者）の範囲について

基本セット

- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方：
武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 被保険者（補償の対象者）の範囲：
加入申込票に記名された方1名が被保険者（補償の対象者）となります。
例)

右記のような構成のご家族の場合、被保険者本人となる方は
太線 ——— で囲んだ範囲となります。



オプション

- 日常生活賠償オプション：19ページをご参照ください。
- 弁護士費用オプション：20ページをご参照ください。

▶ 保険金額と保険料

基本セット

		シングルタイプ（個人型）	
セット名		KB	KA
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	200万円
	傷害入院保険金日額	/	3,000円
	傷害手術保険金		① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5
	傷害通院保険金日額		2,500円
月払保険料		150円	400円
加入限度口数		15口*	6口*

* 15才未満の方については、KBセットは10口、KAセットは4口を加入限度口数とします。

オプション

上記 **基本セット** にプラスして加入いただけます。（オプションの加入限度口数は1口です。）

セット名	7
日常生活賠償保険金額	3億円
月払保険料	130円

セット名	LKA
弁護士費用等保険金額	300万円
法律相談費用保険金額	10万円
月払保険料	240円

※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

交通傷害コース【シングルタイプ（個人型）】・【ファミリータイプ（家族型）】は、「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガに絞って補償します。「交通事故」の詳細は22ページをご参照ください。
「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。



交通傷害コース【ファミリータイプ（家族型）】

●お申込人となる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限ります。

被保険者（補償の対象者）の範囲について

基本セット

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方：
武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●被保険者（補償の対象者）の範囲：
保険金支払事由発生時において次の関係の方が被保険者（補償の対象者）となります。

- ①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族（注1）
- ④被保険者本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚（注2）の子

（注1）「親族」とは、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

例1)

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）が被保険者本人となる場合、申込人  が、被保険者本人欄に  の氏名を記名すると「補償対象 A」のご家族が補償の対象となります。

例2)

被保険者本人となる方のうち、子  が本人となる場合、申込人  が、被保険者本人欄に子  の氏名を記名すると「補償対象 B」のご家族が補償の対象となります。

例1) 被保険者本人

武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）（＝申込人）

例2) 被保険者本人

子の配偶者  子 
別居  孫（未婚）（両親とは同居）
補償対象 B

補償対象 A

配偶者 
子（未婚）  同居  孫同居 

オプション

●日常生活賠償オプション：19ページをご参照ください。

●弁護士費用オプション：20ページをご参照ください。



保険金額と保険料

基本セット

セット名		ファミリータイプ（家族型）
		KF
（本人・配偶者・親族共通） 保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円
	傷害入院保険金日額	3,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5
	傷害通院保険金日額	2,500円
月払保険料		970円
加入限度口数		6口*

* 15才未満の方については4口を加入限度口数とします。

オプション

上記 **基本セット** にプラスしてご加入いただけます。（オプションの加入限度口数は1口です。）

セット名	8
日常生活賠償保険金額	3億円
月払保険料	130円

セット名	LKF
弁護士費用等保険金額	300万円
法律相談費用保険金額	10万円
月払保険料	240円

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。



親介護・本人介護補償の保険

超高齢社会到来!!

もし 親御さま  や 本人  に
介護が必要になったら...

あなたなら
どうしますか？



他人事では
ありません



ご存知ですか？

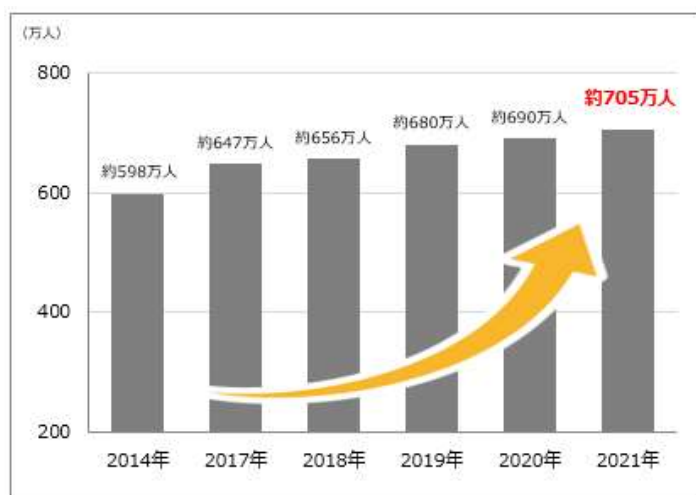
「介護」のこと

～身近にせまる介護リスクと介護にかかる費用～



<要介護（要支援）認定者の推移>

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあります。



出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計月報-各年4月審査分」

<介護にかかる費用>

介護環境を整えるためのまとまった一時金が必要です。

初期にかかる費用（一時費用）

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかる費用

- 福祉用具の購入費用
- 住宅の改修費 等



平均 **74万円**

出典：（公財）生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」

いろんな思いを馳せるそんなあなたに・・・介護補償の保険は、

親御さまや本人が要介護状態となった場合に、
一時金をお支払いします！



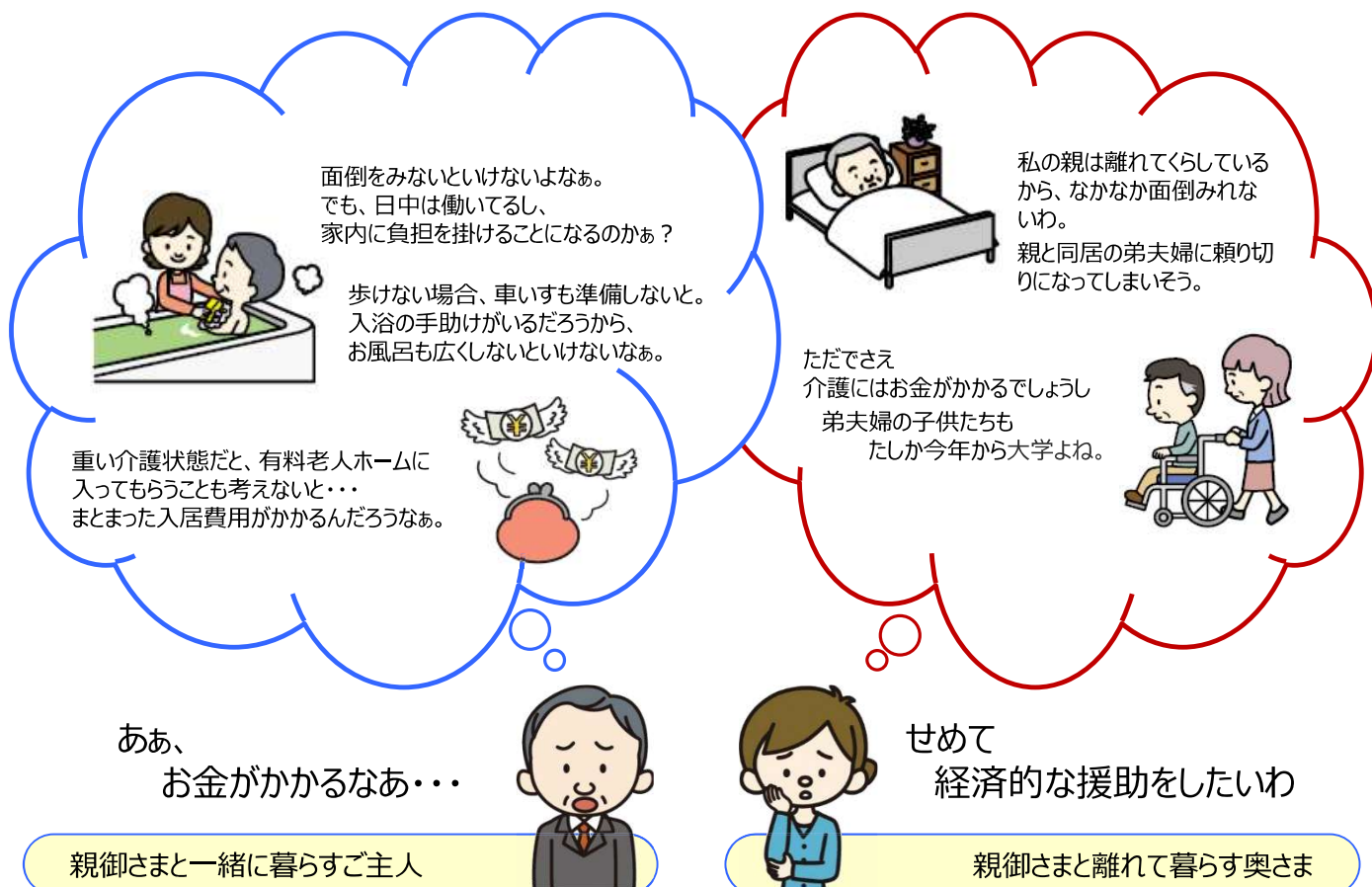
1 親介護一時金

親介護

団体割引 **20%**適用!!

親介護補償の保険は、親御さまの要介護状態が30日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします！

★介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。



保険金額と保険料

セット名：K1			親介護一時金		親御さまの 年令別月払保険料	
基本補償	本人の補償 (被保険者)	傷害 死亡・後遺障害 保険金額	月払保険料	100万円		
		100万円	110円		40～49才	10円
					50～54才	30円
					55～59才	70円
					60～64才	150円
					65～69才	350円
					70～74才	770円
					75～79才	1,680円
					80～84才	4,310円
					85～89才	9,270円
			特約補償部分	親御さまの 補償 (特約被保険者)		
			○親御さまの年令は、 2022年12月1日 時点の満年令でご 加入ください。			
			親御さまおひとりあたり			

●基本補償部分については天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。

●特約補償部分の満20才～満39才の保険料については引受保険会社または代理店・扱者にお問い合わせください。

※「親介護補償の保険」は、基本補償「本人の補償」に特約補償部分の「親御さまの補償」がセットされたプランとなります。

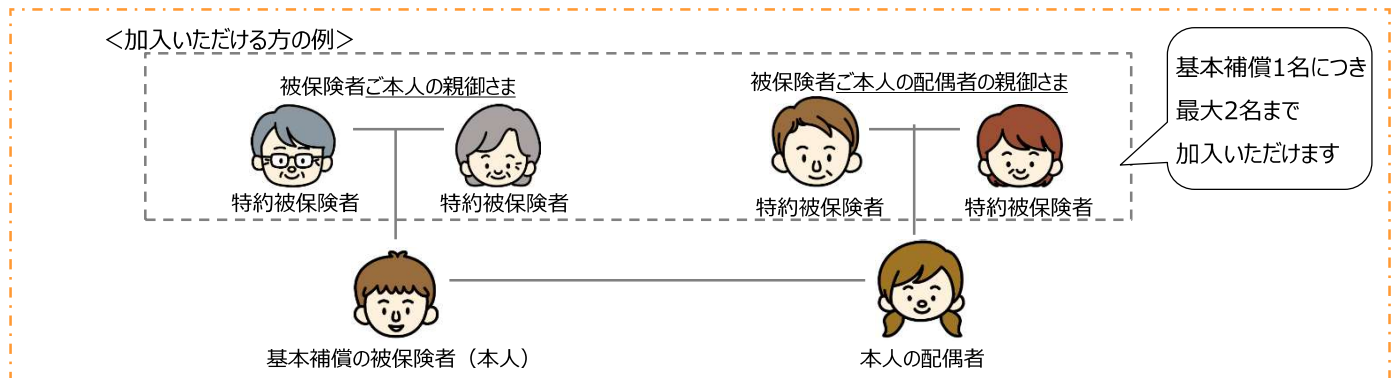
特約部分の被保険者となれるのは基本補償の本人（被保険者）または本人の配偶者の両親（姻族を含む最大2名まで）です。



この保険のポイント

親介護補償の保険の補償対象者となる特約被保険者（親）の範囲は、基本補償部分の被保険者の親御さま（姻族を含みます。）で2名までを限度とします。

★被保険者のご両親または配偶者のご両親から、1名または2名をお選びください。基本補償1名につき最大2名まで加入いただけます。例えば「被保険者本人の父親」と「配偶者の父親」の2名を補償の対象とすることも可能です。



1 特約被保険者である親御さま（同居・別居を問いません。）の要介護状態※が30日を超えて継続した場合、

100万円を親介護一時金として親御さまにお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。（詳細は23ページをご覧ください。）

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

2 親御さまは、**満89才まで**加入いただけます。

健康状態に関する質問にご回答いただくことで加入いただけます。（被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。）

※告知の結果加入いただけない場合があります。

＜お支払いいただく月払保険料について＞

お支払いいただく月払保険料の計算方法は次の通りです。

【基本補償】 「本人の補償」 月払保険料	+	【特約】 「親御さまの補償」 親御さまの 年令別月払保険料	=	お支払いいただく 月払保険料
---	---	--	---	---------------------------------

加入上のご注意

- お申込人となれる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限りします。
- 基本補償の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 親介護一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。なお、親介護一時金をお支払いした場合は、翌年度以降は「親介護補償の保険」にはご加入できません。

親御さまの健康状況に関する質問にご回答いただけます。（基本補償の被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。）

告知の内容によっては、ご加入いただけない場合がございますのでご注意ください。

要介護状態である方※1、現在入院中または療養のため就床中の方、脳卒中・狭心症・肝硬変・がん・糖尿病等の病気や症状と判断されたことがある方※2、医師により「認知症」や「統合失調症」等と診断された方※2などは、この保険にご加入できません。

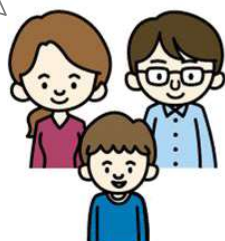
詳細は、29ページおよび加入申込票の健康状況告知書質問事項をご覧ください。

- ※1：公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある方も含みます。
- ※2：現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある方も含みます。

ケース
①

両親のことは
弟夫婦に任せっぱなしだから、
何かあった時には経済的な援助だけ
でもできないかしら？

僕には兄弟姉妹がないから、
もし、父が要介護になったら、同居して
面倒をみてあげたいんだけどなあ。



同居の家族
(夫・妻・子ども)

妻の両親
妻の弟夫婦と
同居



夫の父親
独り暮らし



兄弟姉妹が親の介護をする事になった場合

介護生活は何年続くかわかりません。経済的な援助をすることは、何よりの支えになるでしょう。

別居していた親と同居する場合

介護が必要となった親と同居する場合、階段やトイレに手すりを設置するなど自宅を改装・修繕する費用が必要になってきます。

ケース
②

私が年をとった時に両親が要介護になっても、同居して面倒をみてあげるのは難しいかも……。何か良い方法はないかしら？

僕は長男だし、同居している父の面倒はみたいと思う。それと妻には兄弟姉妹がないから彼女の両親のことも考えないと。



同居の家族
(夫・妻・子ども・夫の父)

妻の両親
別居



夫の父親
同居



いわゆる老老介護となった場合

介護する側もされる側も高齢のケース（いわゆる老老介護）では、より充実した介護サービスが必要です。

同居している親の介護が必要になった場合

公的介護保険で、自宅での介護サービスを利用する場合、利用料の1～3割が自己負担※となります。毎月の利用限度額を超えたサービスは全額自己負担となります。

※公的介護保険制度の改正に伴い、2015年8月より一定所得のある利用者の自己負担が2割になりました。また2018年8月より、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割になりました。（月額44,400円の負担上限あり。）

親介護補償の保険で、

親御さまに介護が必要になった場合に備えましょう！



2 介護一時金

本人介護

本人介護補償の保険は、要介護状態が30日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします！

★介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

保険金額と保険料

セット名：H2		傷害 死亡・後遺障害 保険金額	月払保険料			介護一時金	年令別月払保険料	
基本補償	本人の補償 (被保険者)	100万円	110円	+	特約補償部分	100万円	20～49才	10円
							50～54才	30円
							55～59才	70円
							60～64才	150円
							65～69才	350円
							70～74才	770円
							75～79才	1,680円
							80～84才	4,310円
							85～89才	9,270円

- 基本補償部分については天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
- 上記保険料表に記載のない年令の方の保険料については引受保険会社または代理店・扱者にお問い合わせください。
- ※「本人介護補償の保険」は、基本補償「本人の補償」に特約補償部分の「本人の補償」がセットされたプランとなります。
- ※被保険者となれるのは基本補償「本人（被保険者）」です。

この保険のポイント

1 要介護状態※が30日を超えて継続した場合

100万円を介護一時金としてお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。（詳細は23ページをご覧ください。）

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

<お支払いいただく月払保険料について>

お支払いいただく月払保険料の計算方法は次の通りです。

【基本補償】

「本人の補償」
月払保険料

+

【特約】

「本人の補償」
年令別月払保険料

=

お支払いいただく
月払保険料

加入上のご注意

- お申込人となれる方は武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）に限ります。
- 基本補償の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社およびその子会社・関連会社の役員・従業員（社員・常勤嘱託）です。
- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 介護一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。なお、介護一時金をお支払いした場合は、翌年度以降は「本人介護補償の保険」にはご加入できません。

健康状況に関する質問にご回答いただけます。（基本補償の被保険者ご本人にご署名いただけます。）

告知の内容によっては、ご加入いただけない場合がございますのでご注意ください。

詳細は、29ページおよび加入申込票の健康状況告知書質問事項をご覧ください。

保険の概要（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

※印を付した用語については、22～23ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)「交通傷害コース」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（「総合補償コースの基本セット」、「親介護補償の基本補償部分」、「本人介護補償の基本補償部分」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 (注)「交通傷害コース」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●原因がいかなくても、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくても、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。（Tセット以外の「総合補償コースの基本セット」には食中毒補償特約がセットされているため、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、食中毒補償特約（21ページ）をご確認ください。）
	傷害入院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） (注)「交通傷害コース」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（S・P・F・KA・KFセット1,095日、Tセット180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●原因がいかなくても、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。（Tセット以外の「総合補償コースの基本セット」には食中毒補償特約がセットされているため、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、食中毒補償特約（21ページ）をご確認ください。）
	傷害手術保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（S・P・F・KA・KFセット1,095日、Tセット180日）中に手術※を受けられた場合 (注)「交通傷害コース」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 …… 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合…… 傷害入院保険金日額×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。（Tセット以外の「総合補償コースの基本セット」には食中毒補償特約がセットされているため、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、食中毒補償特約（21ページ）をご確認ください。）
	傷害通院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注1) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものみなします。 (注2)「交通傷害コース」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。（Tセット以外の「総合補償コースの基本セット」には食中毒補償特約がセットされているため、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、食中毒補償特約（21ページ）をご確認ください。）

<交通事故危険のみ補償特約をセットする場合「交通傷害コース」>
 《上記に追加される事由》
 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
 ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ
 ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ
 ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ
 ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
 《上記から除外される事由》
 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
 ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事するケガ
 ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ① 入院※した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額×感染症入院の日数 （注1）感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症※を発病※した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合（以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	傷害通院保険金日額×感染症通院の日数 （注1）感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症※を発病※した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を書したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等（※1）を運行不能（※2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅（※3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （※1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 （※2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （※3）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※（0円） （注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払します。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品損害 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（※1）に損害が発生した場合 （※1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（※2）をいいます。ただし、23ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 （※2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額 - 免責金額※（1回の事故につき3,000円） （注1）損害の額は、再調達価額※によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 （注2）損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族※の故意による損害 ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ● 公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 23ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等 保険金・ 法律相談費用 保険金 ★弁護士費用 特約	① 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害（※1）を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ② 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害（※1）を被った被保険者が、法律相談を行った場合（※2） （※1）「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊（※3）または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 （※2）被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 （※3）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等※の額（※1） 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用※の額（※2） （※1）1事故（※3）につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 （※2）1事故（※3）につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 （※3）1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 （注1）保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者※から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。（環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。） ●住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質（医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど）の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動によって発生した被害（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使（住宅または日常生活用財産の差押え・没収・破壊等）によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など
介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約	保険期間中に、被保険者（※）が要介護状態（要介護3以上の状態）※となり、30日を超えて継続した場合 （※）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 （注）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。）による要介護状態 など （注）保険期間の開始時（※1）より前に要介護状態の原因となった事由（※2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（※2）が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （※1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （※2）公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者 ^(*) が要介護状態（要介護3以上の状態）※となり、30日を超えて継続した場合 (※) 普通保険約款の被保険者の親（姻族を含みます。）のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は25ページの＜代理請求人について＞をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見所のないもの※ など (注) 保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（TS・W・S・TP・P・TF・F・Tセット、K1・H2セットの基本補償部分）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約（TS・S・TP・P・TF・Fセット）	第三者からの故意による加害行為 ^(※1) やひき逃げ事故 ^(※2) でケガ※をされたとき、傷害保険金を2倍にしてお支払いします。 (※1) 警察に届出があった場合に限りします。 (※2) 事故の発生の日からその日を含めて60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故に限りします。 (注) ご加入されたご契約に傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。
顔面、頭部、頸（けい）部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約（S・P・Fセット）	傷害入院保険金または傷害通院保険金が支払われるときにおいて、顔面、頭部または頸（けい）部にケガ※を被り、その部分の治療※について切開、縫合、補てつ※などの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍にしてお支払いします。 (注) ご加入されたご契約に傷害入院保険金および傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。
家族型への変更に関する特約（TF・F・KFセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約（TP・Pセット）	
熱中症危険補償特約（TS・W・S・TP・P・TF・F・Tセット）	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約（TS・W・S・TP・P・TF・Fセット）	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガ※に含まれるものとして、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間（就業中（通勤途上を含みます。）、学校等の管理下中、旅行中（日帰りの国内旅行は含みません。）、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中）において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	

- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。）	・交通事故危険のみ補償特約
--	---------------

- （*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*1）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒（*2） ②ウイルス性食中毒（*2）
（*1）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
（*2）食中毒補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間（就業中（通勤途上を含みます。）、学校等の管理下中、旅行中（日帰りの国内旅行は含みません。）、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等）において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り傷害保険金をお支払いします。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等（*）
②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（*）
③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）
④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。）
⑥交通乗用具の火災
（*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金
- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手の整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為（*2）
（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。①一類感染症②二類感染症③三類感染症④新型コロナウイルス感染症（注1）⑤指定感染症（注2）
（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限ります。
（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療を専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「発病」とは、医師が診断（※）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（※）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。
 - ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬（※1）、司法書士報酬（※1）または行政書士報酬（※2）
 - ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用（※1）弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。
（※2）書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
- 「法律相談」とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為（※）、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。
 - ①弁護士が行う法律相談 ②司法書士が行う相談※ ③行政書士が行う相談※（※）審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
- 「法律相談費用」とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
- 「補てつ」とは、冠、さし歯、入れ歯などの歯科手術をいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

補償対象外となる運動等
山岳登山（※1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（※2）操縦（※3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（※4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 （※2）グライダーおよび飛行船は含みません。 （※3）職務として操縦する場合は含みません。 （※4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご注意いただきたいこと

- この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ＜保険金支払いの履行期＞
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
 - （*1） 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - （*2） 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - （*3） 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- ＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ・死亡診断書
・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
 - 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ＜代理請求人について＞
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」
（*）法律上の配偶者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【ケガの補償】 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。ただし、親介護・本人介護補償の保険は三井住友海上単独での引受となります。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は後日「加入一覧表」にてご案内いたします。
三井住友海上火災保険株式会社（幹事引受保険会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社
- ＜税法上の取扱い（K1・H2セット）＞（2022年7月現在）
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1） 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。K1セット・H2セットの基本補償部分については、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
（注2） なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 〔○：被保険者の対象 ―：被保険者の対象外〕		
	本人（*2）	配偶者	その他親族（*3）
個人型	○	―	―
家族型（*1）	○	○	○
夫婦型（*1）	○	○	―

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
介護一時金支払特約 本人介護	本人（*2）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後 1 5 日以上満 8 9 才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人（*2） (b)本人（*2）の配偶者 (c)同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
弁護士費用特約	(a)本人（*2） (b)本人（*2）の配偶者 (c)同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子）
親介護一時金支払特約 親介護	本人（*2）の親（姻族を含みます。2 名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満 2 0 才以上 8 9 才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」（17～23ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」（17～23ページ）をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」（17～23ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」（17～23ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1 年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「保険期間」（表紙）または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法について」（表紙）をご参照ください。
分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

（*1）家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

（*2）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（*3）家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

（*4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の 6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

① 他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

② 被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限りです。）

③ 被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限りです。）

（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。
- ① この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（注）家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の a. または b. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b. によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約（*）を解約すること。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限りです。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS&AD型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

（次ページへ続く）

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法について」(表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法について」(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」(17～23ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、「保険料の払込方法について」(表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法について」(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

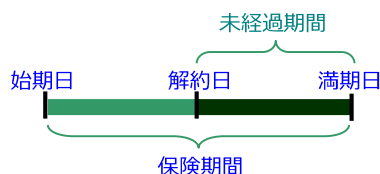
6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意いただきたいこと」(25ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」(24ページ)をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 株式会社近江屋

本社(大阪) TEL: 0120-61-0038 (無料)

東京支店 TEL: 0120-47-0038 (無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故はいち早く



事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

【親介護・本人介護補償の保険】

団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

○このご案内には、健康状況を正しく告知いただくための注意事項や手順を記載しています。健康状況を告知いただく前に、必ずお読みください。

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額や親介護・本人介護補償の保険へのご加入等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままに正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
介護一時金支払特約 本人介護	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	

(*) 同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時をいいます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
介護一時金支払特約 本人介護	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
親介護一時金支払特約 親介護	

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- | |
|--|
| ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
・保険金額（ご契約金額）
・保険期間（保険のご契約期間）
・保険料・保険料払込方法 |
|--|

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- | |
|--|
| ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。 |
|--|

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- | |
|---|
| ◆「 複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ 」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
◆「 健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ 」ご確認ください。
被保険者・特約被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？ |
|---|

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

前年からご加入の方（既加入者）へ

＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては 前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

退職の際の取扱いについて

退職の際は、最終給与控除をもって脱退とします。補償については、保険料が控除される最終月の1日午後4時までとなります。それ以降も引き続き保険契約を希望される場合は、退職前に近江屋までお申し出ください。その場合は、「抱山会団体傷害保険」への移行手続きをご案内させていただきます。（抱山会に入会された方に限ります。）

◇お問い合わせ先◇

<代理店・扱者> **株式会社近江屋** e-mail : oumiya@oumiya-hoken.co.jp
web : <https://oumiyaltd.com/>



本 社 〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8 武田北浜ビル5階
TEL : 0120-61-0038 FAX : 06-6204-2376

東京支店 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-5-3 三泉トラスト日本橋ビル6階
TEL : 0120-47-0038 FAX : 03-3273-2963

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社（幹事引受保険会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社